

第3回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事録

◆日時 平成18年6月18日(日) 13:30~17:00

◆場所 上北山村振興センター 大集会室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	阪口 博章 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
	松島 克典 主事
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
	野田 健司 自然保護委員長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	真子 義孝 課長
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	(ご欠席)
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師

吉野熊野観光開発（株）	（ご欠席）
ワーク21かみきたやま	（ご欠席）

（以上敬称略）

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸広 自然保護官 木谷 昌史 自然保護官補佐 田中 綾子 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議事

- (1) 西大台地区利用適正化計画について
- (2) その他

◆議事録（会議は公開で行われた）

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

本日は遠方より、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先日、一部の皆さまにはご案内差し上げたところですが、先日上北山村でご不幸がありまして、故人のご冥福をお祈りしなければならないところですが、ちょうどご葬儀が本日13時からということでこの会に重なりまして、皆さまの中には、既に出席いただいている方もおられますが、ご葬儀に参られている方もいらっしゃいます。

今の段階では、協議会の構成員31名のうち14名のご出席ということで、設置要領では1/2以上の出席での開催となっております。何分そのような事情がございまして、現段階では過半数に至っていないのですが、ご葬儀に参列の皆さまにも後ほどご参加いただけると伺っておりますし、既に構成員の皆様にも多数お集まりいただいております。地域の方がお揃いになるのを待つというのではなく、事務局としてのご提案ですが、いろいろな議論を進めさせていただきまして、この会でのいろいろな決定は地域の方にも大事なお話ですので、皆さまが集まってから内容を確認し、決定をするようお願いできればと考えております。

ご葬儀の方は14時半には終わると伺っておりますので、15時くらいには皆さまがお揃いになると思います。そうした事情もございまして、会の終了時刻を16時半で予めご案内しておりましたが、大変恐縮ですが、17時くらいまで延長させていただければと考えております。もしも不都合な方がおられましたら、予めお申し出だけでしたら、そのような進行を心がけたいと思うのですが、事務局としてのご提案ですが、そうした形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。ただいまご参集いただいている皆さまにも、予定の時刻に始めさせていただくこと、皆さまが揃われてからいろいろなことを確定するというので、ご了承いただいております。（出席者全員、了承）

■資料確認

(省略)

■協議会委員の変更について

大台ヶ原大教会教長・田垣内委員が、今年度より協議会構成員を辞退された旨を連絡。

■議事

長嶋座長：

先ほど説明がありましたように、村の方々が遅れてこられるとのことですので、重要な議論は後半に回して、テクニカルにできる部分から先に進めたいと思います。そして皆さんが集まった時点でもう一度その内容を確認するという形で進めたいと思います。手間取った進め方になりますが、遅れてこられる方に配慮し、丁寧に内容を確認しながら、対応したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議事を始めます。確認になりますが、この協議会は制度の円滑な実施 向けての関係者の合意を図る場でありますので、円滑な実施に向けての具体的かつ前向きな発言というのを前提にお願いします。また構成員は、関係行政機関、地元関係団体、専門家、さらに公募によって選考された方々からなっていますが、構成員の皆さんは同じ立場ですので、積極的かつ忌憚の無いご意見をお願いしたいと思います。

それでは環境省より利用適正化計画（案）についての説明をお願いします。

(環境省より資料1「利用適正化計画の検討項目について」を説明)

長嶋座長：

資料1の項目(1)利用調整を行う区域、(2)対象とする期間については、ほぼ決まっていますので、本日は(3)以降の項目について大筋を決めていきたいと思います。

特に(3)利用人数の適正化の方法については、非常に議論の多い項目ですので、地元の方のご意見を反映した形で決定したいと思いますので、議事は最後に回したいと思います。(4)から(6)を議論してから(3)に戻るといった形で進めたいと思います。

まず(4)利用方法に関する規定について、皆さんのご意見をいただきたいと思います。基本的には認定をした上で、VCでレクチャーをうけた後に認定済個票を受け取るという流れで、認定個票は見えるように身に着け、利用マナーを高めながら適正な利用を実現しようということです。細かいところで配慮すべき点は出てくると思いますが、基本的にはこの大きな柱で動かすこと、またガイドについては、現段階では十分な現地体制が出来ていないので、ガイドの同行が望ましいということで始めるということにしています。では、利用方法に関する規定について皆さんのご意見をお願いします。

村上：

質問が2点あります。まず「認定済個票」をどのように義務付けるのか、また「認定済個票」を持たない人についての対応をどうするのかということです。

環境省：

認定基準、注意事項など、何段階かあるのですが、認定済個票をその中でどこに義務付けるのかは非常に難しい問題です。レクチャーについてもそうです。事務局でもこのあたりの話を整理しようとしているところですが、認定基準という一番厳しいところに定めるものは、手続きのような話ではなく、直接自然環境に悪影響を及ぼすようなものが適当と考えています。例えばレクチャーを受けない人、認定済個票を携帯しない人の扱いについては、認定基準ではなく、より下の基準の「注意事項」で位置づけられることとなります。しかし注意事項を守らない人も、当然、認定基準を守らないことになるので、全

く法的に規制されないわけではありません。

村上：

それではこの前の議論とは違いますね。この前の議論では、認定基準に入れないと守らない人がたくさん出てくるので、認定基準に加える可能性もあるとの話だったと思います。それを「注意事項」では、守らない人が必ず出てきます。

環境省：

言葉のニュアンスでは「認定基準」が厳しくて「注意事項」は努力規定のような感じですが、そもそも認定基準のなかに「注意事項を守らねばならない」という規定があります。このあたりは法令の議論ですので、ここで議論してもしょうがない部分もあります。

田村：

(3)の議事の際に質問しようと思っておりましたが、関連しているのでここで発言します。認定基準についての記述がありませんが、どこに書いているのですか。

環境省：

利用調整地区の認定基準は5種類あります。ここでは議論しやすいように分けて書いてあるのでわかりにくい点があるかもしれません。

一つ目は、人数の範囲内で、一団体あたり的人数や一日あたり的人数といった内容です。今回は特に定めていないのですが、利用調整期間というものが二つ目の認定基準です。3つ目は10頁にあるような禁止事項ですが、これは先ほども申し上げたように動植物の採取や花火等の禁止など、直接的に自然環境に影響を与える項目についてです。4つ目は利用調整地区毎に設定するものですが、注意事項を守ることです。例えばレクチャーの義務化や認定済個票の携帯義務、などです。5つ目は1～4以外に地区の実情に応じて決めるルールです。例えば西大台独自の基準として、釣竿や網の持込を禁止するなどの項目を提案させていただいています。

認定基準、注意事項など言葉のニュアンスは違いますが、全て認定基準に含まれています。

田村：

資料1の3頁(3)利用人数の適正化の方法(基本的考え方)において、認定基準と注意事項を分けて書いている以上、きちんと定義をすべきです。3頁の「○認定基準や注意事項等として定められる…」との記述は不適切ですので、訂正してください。

長嶋座長：

次に認定済個票を持たなかったものに対する対応ですが、通常の法的罰則は重要な違反行為をした場合ということなので、認定済個票を「身に付けていない」ことでは適応できないと思います。しかし利用調整地区における遵守義務を守らなかった、あるいはそういうことを知りながら無視して入山した場合に、何らかの行政罰の対象にならないか。この点についてはいかがですか。

環境省：

一般的な話で罰則があるとしか言えないのですが、これも運用の話でして、その行為にどこまで悪質性があるかを判断した上で状況に応じて決めることですので、今の段階でこういう場合に罰則を適応するということは決められません。認定済個票の不携帯だけでなく、他のことにも関わってくると思うので

すが、一般的にかなり悪質なもので無い限り、刑事告発にはいたっていないのが現状です。直接的な行為、例えば木を伐採するなど自然環境に影響を与える行為であれば、そういった対応もあるかもしれませんが、手続き上の過失ということだけで罰するのは難しいと思います。しかし認定手続きにおいて氏名を確認しているので、例えば過去に勝手に入山したり、虚偽の申請をした人については、事前の受け付けの段階でチェックできると思います。そういったところで引き締めていくしかないと思います。

長嶋座長：

環境省として、きちっと記録して、毅然とした態度を見せるのは非常に重要なことだと思いますが、こういう場合に条例を設けている場合があります。条例の下での対応というのもあると思いますが、上北山村や奈良県でそのような条例などを考えていることはありませんか。

上北山村地域振興課・中崎：

このあたりのところを勉強中でして、今のところはございません。

奈良県農林部森林保全課・阪口：

奈良県でもただいま勉強中でして、中崎課長と同じ意見です。

環境省：

自然公園の民間委託については、過去には奈良県に公共委託事務という形で一部の事務をお願いした経緯もありますが、今年度の4月から全て環境省で行っておりますので、指定認定機関に村ないし県が入らない限り、村や県で利用調整の事務をすることは、今のところありません。

長嶋座長：

現行法では、不携帯等が発生した場合、また関係者がその事実を把握した場合は、きちっとした管理体制を持って記録する。またそうしたことが再び起こらないように、厳重なる注意を行うことを徹底するということですね。事実をしっかり把握しながらやってもらうと。そういう事態が多く発生するのであれば、それこそ入山についての物理的組織等についてもっと研究するとか、そういう風になっていくのだと思います。これは利用調整を実施してから考える段階だと思います。それでよろしいでしょうか。

村上：

この問題は重要です。違反者の氏名を公表するだけではなく、次回からの入山を認めないなどの対応をすることで、内規的なものをきちっとつくって「次は来られませんよ」というべきです。手続き上の過失についての内規を作るべきです。

長嶋座長：

認定基準の注意事項の中に、この一文を明記するなどしていただきたいと思います。

日本山岳会関西支部・斧田：

今「認定」という言葉になっていますが、利用者側からするとあまりすっきりしないので、言葉を変えたほうがいいのではないのでしょうか。また認定の単位は、暦日なのか、24時間なのかどちらでしょうか。例えば24時間で認定する場合、一日に何度出入りしてもよいのでしょうか。

環境省：

「認定」の文言は、自然公園法で定められていますので変更できませんが、極力わかりやすい形で表現していきたいと思えます。また申請用紙には、どのコースを歩くか、何回入山するかを記入する様式になりますので、利用形態は把握できます。また夜間などVCが開館していない時間帯に入山する場合など、受付が出来ない場合は事前申込、事前にレクチャーをうけるなどの対応が考えられます。申請用紙をみて個々の利用パターンに対応していく形になります。

最近では窓口、郵送での受付だけでなく、メール等の電子申込でも受け付けることが出来ます。こうした形で極力いつでも申し込みを受けられるようにしたいと考えています。

奈良県山岳連盟・梅屋：

例えば毎週日曜日に入山する場合、申請は毎回行うのでしょうか、それとも一括で行うことが出来るのでしょうか。もちろん利用者としては一括申し込みが出来るほうが良いです。また通過登山者、小処からの入山者については、事前レクチャーを行うのは無理です。またVCの開館時間外に通過する場合は、VCでの認定済個票の受け取りは無理なので、事前送付になるのではないのでしょうか。このあたりをもう少し明確にすべきです。

環境省：

毎週入山する場合には、一括申請も可能になるように調整したいと思えます。また原則的に、一人、一回の入山につき上限1,000円の手数料をもうけますが、あくまで上限が1,000円なのであって、団体の場合800円ということもあるかもしれません。いずれにせよ、指定認定機関の運営、収支とも勘案しながら議論を詰めていかなければならないところです。基本的に一括申請は許可する方向です。

また小処からの通過者などへの対応も考えねばなりません、今の時点で例外を列挙していくと、議論がそちらに流れてしまうので、原則をまとめたいと考えています。また登山される方が、早朝より出発される場合も想定しています。登山者の方は何泊もされて縦走される場合もあるので、西大台入山の前日にVCに立ち寄っていただいて手続きを済ませていただくなど考えられます。

またレクチャーの実施場所について、VC以外にも考えられるのではとのご指摘も頂いていますが、極力例外の無いようにまとめていきたいと考えています。

長嶋座長：

手段と目的に分けて考えると、今の議論は手段に関わることですが、目的にも大きく関わってくることなので、詳細は利用対策部会でルール化していきたいと思えます。

西田：

認定基準を犯すことは、自然公園法の違反になります。ただし、悪質とみなされる場合でも、刑事処分というところまでもっていくのは無理でしょうが。新たに県や村で条例を作るという話にはなりません。何度もルールを破る人については告発もあり得るのではないのでしょうか。

いくつか質問ですが、認定済個票の回収はどうするのでしょうか。また指定認定機関は、経理を明確にするために法人または法人格を持つNPOである必要があるのでしょうか。経理の監査はどこが責任を持って行うのでしょうか、環境省でしょうか。また認定手数料は認定事務に資するとありますが、大台の自然再生などの目的には使えないのでしょうか。

環境省：

認定済個票の具体的なイメージはまだ無いですが、環境大臣の印の入ったもので、1申請につき1枚与えます。認定済個票は法令で義務付けられているものではないので、いろいろ工夫が出来ます。簡易な

ものであれば持ち帰っていただいても良いですが、植生調査等の際につける「腕章」のイメージです。西大台を利用している時だけ必要なものですので、回収できればと考えています。持ち帰りにした場合、日付を改ざんするなど、悪用される恐れもあります。返却、紛失などは名簿でチェックすることが出来ます。

また認定手数料は、基本的に事務経費でありますので、これ以外の用途には使えません。

村上：

一括申請は認めるべきではないです。例えば淀川の河川敷公園のグラウンドは、一括申請にしたところ全て特定の団体に抑えられました。きちんと並ばせて申請させることが大切です。

また認定済個票は回収する必要はなく、年月日を明記して持ち帰りにすべきでしょう。記念品にもなります。回収するのはひどく手間がかかって不可能です。

長嶋座長：

細かな部分は、利用部会で詰めていき、最終的なルールを作っていきたいと思います。

奈良県山岳連盟・梅屋：

認定を受けるのは、グループ単位でしょうか、それとも一人ひとりなのか。

環境省：

今の時点では申請の方法については明確にできません。ただし「認定を受けたもの」としては「代表〇〇、他8名」などではなく、全員の氏名を記入していただき、個票も個々人に渡るようにしていきます。

奈良県山岳連盟・梅屋：

例えば10名の団体が1申請団体として申し込んだ場合、人数は10名ですが、事務手続きは1回です。一人ずつ1,000円徴収するのか、一括申請として1,000円にするのかで、10,000円近くの差が出てきてしまいます。1団体という書類にするのか、10人それぞれが申請するのか、どちらでしょうか。

環境省：

例えば5~6人のグループが一括申請するのは、制度上可能ですが、金額設定については指定認定機関の運営とも関連するので、今の時点で明確に答えることは出来ません。

田村：

資料1の8頁に「認定事務経費について、指定認定機関の安定的な運営を確保するため、支援方策を検討」とありますが、この支援方策とは具体的に何でしょうか。国で予算をつけるということでしょうか。

環境省：

事務経費は、上限1,000円の認定料の中で捻出することになっているので、巡視業務の一部、あるいはレクチャー業務の一部を委託するなどの工夫によって、手続きが円滑に進むようにサポートしていきたい。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

5頁の1) 認定手続きの括弧内がわかりにくいので、もっと流れを噛み砕いて図示するなど工夫して欲

しい。特に本日遅れて来られた方々にはわかりにくいと思います。

長嶋座長：

ここで本日の出席予定者が全員そろいましたので、この協議会構成員の過半数を満たしており、協議会が成立していることを確認いたします。なお、本日は遅れてこられる村の方々に配慮して、資料1の(3)を議論の後半に回し、5頁の(4)から議論を進めてきたところです。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

5頁(4)の括弧内に「原則として当日、立ち入り前にVCに立ち寄り、」とありますが、例えば前日の夜に大台荘に宿泊して、次の日の早朝出発する場合など、手続きやレクチャーはどうする ですか。ARがレクチャーを行うのか、ビデオを見せるのか。このあたりを整理して欲しい。確かに例外を作るのは良くないが、伯母峰園地のところで、もう一箇所レクチャーの場を設けるなどすれば、もっと円滑に進むのではないのでしょうか。例外や抜け道を作るのは良くないですが、原則にこだわりすぎると、柔軟な対応が出来なくなるのではないのでしょうか。

長嶋座長：

このあたりの項目は、利用対策部会できっちりと詰めていきたいと思います。

(4)の2)で、ガイド等の同行について、現状のガイド制度が未整備の現状を受けて「同行が望ましい」としていますが、これでよろしいのでしょうか。

村上：

「将来としてガイドの同行を義務付ける」と文章として入れるべきです。

日本山岳会関西支部・斧田：

ガイド付きでない入山も認めて欲しいです。西大台はそういう地域だと思います。

長嶋座長：

何回も入山されている方にはレクチャーを免除する場合も考えられるでしょう。利用対策部会にて議論を詰めていきます。

ではここで10分間休憩を挟みたいと思います。

(10分間休憩)

長嶋座長：

続いて(5)の管理運営体制、指定認定機関についてです。回線の状況から、山上には事務局は設けられません。秋の中央審議会の前には、決定できるように詰めていきたいと思います。

上北山村議会総合開発特別委員会・更谷

上北山村として受けるか、村内の団体が受けるか、まだ明確には決まっておりませんが、いずれにせよ村の中で受けさせていただきたいと思います。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

これは確認ですが、制度上、指定認定機関として村が受けることは可能なのでしょうか。

環境省：

地方自治体が指定認定機関になることは可能です。

奈良県山岳連盟・梅屋：

認定手数料の1,000円は、事前に支払うことになるのでしょうか。入山申請して、抽選がある期間については抽選があって、抽選で入山許可が降りて、そのときに手数料を納付して、認定証を受け取る。これでよろしいのでしょうか。

環境省：

自然公園法でこういった手続きをとっている事例がないのですが、できるだけ早い段階で徴収したいと思います。例えば天気が悪い等の理由でキャンセルが出る場合も考えられるからです。キャンセルの場合でも、事務手続きの手料は発生します。

奈良県山岳連盟・梅屋：

一番肝心なところが決まっていないような気がします。

田村：

もっとイメージを絞ってもらわないと、聞いている方はわかりません。

奈良県山岳連盟・梅屋：

例えば人数の上限に達しなかった場合、当日受付があってもいいのではないのでしょうか。

村上：

受付状況がわかるようなシステムが必要です。ホームページ上で申し込み状況を発信するなど、インターネットを使えば可能です。どこで公示していくかが課題です。

田村：

だから私は先ほど認定基準について質問したのです。何を基準として認定するのですか。先着順なら認定基準も何もないでしょう。所定の手続きを経て往復はがきで申し込んだら、要件を満たすわけでしょう。

村上：

そのときに、どういう基準ならお受けするのかを予め決めておかなければいけませんね。全部終わってから抽選など言われると、申し込む方としてはたまりません。その日にいけるかどうかもわからない。結果がわかるのは一ヶ月前では、団体等は大変でしょう。受付順にすれば、はっきりします。人数がオーバーしたらそこで終わりです。キャンセルが出た場合にどうするかは問題です。

長嶋座長：

申請手続きについては、電子申請やネットでの受付状況の発信など、オンラインで発信するシステムを作らないと通用しない時代です。また金の取り扱いについては、予約システムの合理的なものから学ぶ必要があります。国が関わっているものが一番時代遅れではないということ、公共性があるということ、それらが実施できる機関から、指定認定機関を選出すべきです。このあたりは利用対策部会でブ

レインストーミングをすべきです。

環境省：

田村先生より、認定手続きのイメージを示して欲しいとお話がありましたが、私どもの考えているのは京都御所の予約システムをイメージしています。ご存知の通り、京都御所は申込制であり、オンラインで参観を受け付けるなど、ノウハウの蓄積を持っています。これらを参考に、認定事務について詰めていきたいと考えています。京都御所は、抽選制でやっていますが、旅行会社が早い者勝ちで複数日を予約してしまうことを懸念してとのこと。こうした具体的なことも、指定認定機関を決めるまでには決めておかなければいけないと考えています。

長嶋座長：

続いて2)の巡視体制について、意見をお願いします。

日本山岳会関西支部・斧田：

少し戻りますが、定員に達してないときの現地での受付についても、項目として加えていただきたい。

環境省：

基本的に事前受け付けにしたいと思います。当日受け付けにすると、どうしても手続きが楽な方へ流れてしまう恐れがあります。しかし、繁忙期ではない平日など、もともと利用の少ない日であれば、考えていくことも可能かと思えます。

上北山村漁業協同組合・金山：

先ほどから皆さん議論されていますが、指定認定機関を決めないことには、議論は進まないのではないのでしょうか。

長嶋座長：

確かにそうですが、まず指定認定機関に「何を」「どのレベルで」やっていただくかを決めないと、お願いすることも出来ません。本日の議論を受けて、7月の利用対策部会でルールを決めます。それをうけて指定認定機関を設定したいと思います。

では巡視体制についてご意見をお願いします。

村上：

「巡視体制」と書いていますが、具体的には何人でしょうか。私の関わっている大原野森林公園では、600名のボランティアが動いていますが、この体制を作るのに2年かかりました。この場所は何人、あそこは何人など場所に依じて人数を設定したり、フクジュソウの時期は何人など時期によって人数を変えたりしています。また有償は何人、無償ボランティアは何人など、事細かに設定しています。「巡視体制」という一般的な書き方では意味がありません。

長嶋座長：

これについては事務局で、春・秋など巡視の重点時期のスケジュールを組んで欲しい。環境省を中心に、県や村も関わられるように考えて欲しいと思います。

奈良県農林部森林保全課・阪口：

県では、現在2名をVCにしていますが、これ以上の人員は難しいです。

長嶋座長：

環境省で、どういう体制でやるか、誰にどのように呼びかけるかも含めてスケジュール案を作ってください。場合によっては指定認定機関に委託、もしくは協力を仰いで、先ほどの話に出ていました時間外の巡視なども含めて、指定認定機関がやる業務、それに対するしかるべき費用捻出なども念頭に入れた計画案を、利用対策部会に出してください。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ではそのようにさせていただきます。

続いて(6)モニタリングおよびその他についてです。初年度でありますので、データを取って分析・評価し、その結果を次年度以降につなげていくということですが、ご意見をお願いします。

村上：

モニタリング項目の設定についてです。自然環境については森林生態系部会でも詰めていきますが、問題なのは人間の方の動向です。これは絶対に押えるべきです。例えばカメラで自動的に撮影して実態を把握するようなことが必要です。それによってどの位の人数がいりこみをしているか、また違法な利用実態が出てくると思われますので、利用に関する項目を入れるべきです。各グループに報告してもらおうと同時に、チェックする体制を作ることです。大原野森林公園では、各グループに報告をしてもらっています。何人で、どのコースを利用し、どのような体験をしたか、どのような景観の問題があったかを、毎回提出してもらっています。これは違法行為を摘発するのにも役に立っています。こういうシステムが必要です。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

モニタリングに関して是非やっていただきたいことがあります。昔はもっと多くの方が、小椽から西大台に入り、大台教会に泊まるコースを使っていました。歴史的に言えば60～70年しかないですが。地元の高齢の方に聞くと、そのころは今のように道が荒れていなかったといいます。今は利用者が減ってきているのに荒れてきている。地元の方々には随分道を行き来した人もおられるので、昔のことをヒアリングすることも重要です。そうしたかつての情報が基礎になれば、下層植生がなくなり、雨が降ると表土が流れるような今の状態を、基礎とすると間違うかもしれません。

長嶋座長：

地元の方がどう関わってきたか、歴史にも関わる重要なことですので是非検討してください。このことも受けて調査項目を整理してください。

続いて(7)注意事項についてですが、頁9から10にかけては一般的な規制事項です。個々に西大台のルールがあってもよいのではないのでしょうか。

環境省：

先ほどの「認定基準のなかに注意事項がある」という議論を受けまして、訂正させていただきます。また来月の部会には協議会の皆さまにもオブザーバーとして参加していただきたい、西大台のルールも含めて、質の高い利用についての議論をしたいと思います。

村上：

利用対策部会にオブザーバーとして参加しても意味が無いでしょう。出席していただいた場合に委員席

に付いていただき、発言権を与える。そういったことを決めておかないと。この場で決めてはいかがでしょうか。

長嶋座長：

この協議会の構成員で、利用部会が必要と認めたものに部会で発言する機会を設けるということは技術的に可能でしょうか。

環境省：

どういう形が適切であるか、ご意見を踏まえてこちらで考えさせていただければと思います。

長嶋座長：

できれば拡大利用対策部会というなかたちで、何らかの特別会が設けられたら、その方が良いかもしれせん。

村上：

その場合は発言権があつて決定権が無いこととなります。決定権は利用部会の委員に限ります。出てきた意見を無視して決定することもあります。発言権を持っていなければ審議できませんし、審議に入らなければ出席する意味がありません。オブザーバーとして最後に意見をどうぞといわれても、仕方ありません。

長嶋座長：

特例的な形で運用できるように協力していただいて、あるいは利用対策部会のワーキングとするなど、現在のルールの中で出来る範囲で検討してください。

それも含めて、皆さんまだまだご意見があるとは思いますが、具体的な案、あるいはこういう懸案があるということを出していただければと思います。

では資料1の3頁の(3)に戻ります。これについては、まだ村の方たちがおられないときに、基本的な考えについて説明していただきましたが、もう一度事務局より説明してください。

(環境省より資料1：(3)利用人数の適正化の方法について、および参考資料1：西大台地区入山者カウンター調査の概要を説明)

長嶋座長：

7月15日～20日あたりも入山者数が多いようですので、夏季についても繁忙期に入れるべきではないでしょうか。

現在では平成17年の一年分の入山者データしか無いのですが、現状を前提に考えることが重要だと思います。環境省の説明にあったように、繁忙期の土日祝、繁忙期以外の土日祝及び繁忙期の平日、繁忙期以外の平日の3区分に分け、一日あたりの上限を100人-50人-25人でやってみることでいかがでしょうか。皆さんのご意見をお願いします。

村上：

議論の順番を明確にしたほうが良いと思います。実態に即した解析をしようと思うと、参考資料1の表7の3区分に従って議論するのが良いのではないのでしょうか。また繁忙期に夏季は加えなくても良いと思います。

上限設定ですが、平均入山者数が74.7人なので、上限は100人ではなく80人で区切るべきでしょう。ピークカットですから100人は多すぎます。自然環境に悪影響が出てからでは遅すぎます。Bの人数についても40から50という幅を持たせるのは良くない。また「程度」という言葉もはっきりしていないので良くない。人数はきっちり決めるべきです。したがって私は80人-40人-25人が一番リーズナブルだと思います。この表7の実績に基づいて決めるべきです。100人は根拠が無いし、40人~50人と幅を持たせる根拠も無いです。こうするとややこしくなってしまいます。80人-40人-25人でも年間では10,000人くらいには達するでしょう。現在5,000人程度なので、倍増することになります。こういうことも考えなければならないです。

上北山村観光協会・更谷：

4月26日の懇談会でも意見が出ましたが、一日あたりの人数はガイドの数で決まると思います。村としてはガイドを組織化していきたいと考えています。ガイドなしでは西大台は非常に危険な場所であり、遭難者も出ています。遭難防止のためにもガイドは義務化すべきです。

また先ほどから1グループ10名という話になっていますが、7名程度が声や目の届く限界です。実際にガイドする方に聞いたので確かです。

ガイドを基本として、人数設定を考えて欲しいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山：

人数の設定によって、結果的に平日の利用者が増えるのではないですか。総量の設定の仕方はどのようにすればいいのでしょうか。また大杉谷が現在通行止めですが、復旧すれば東・西大台ともに利用者が増えるでしょう。その場合も想定しなければいけないです。

環境省：

今の段階では40人から50人と幅を持たせていますが、議論のためにこういう表現にしていますのでご理解いただければと思います。実際にはきちんと数字として決める予定です。

西田：

人数の設定は難しいですが、現状をベースに考えなければいけません。また現実的にやっつけられる数字であることも重要です。小笠原など他の地域の事例から見ても100人、50人、25人くらいがとりあえず適当ではないでしょうか。無理をして、運営が苦しくなるという事態は避けて、円滑に進めるべきです。これまで全く人数をコントロールしていなかったことを考えると、この人数設定でも十分でしょう。

奈良県山岳連盟・梅屋：

大変乱暴な意見ですが、数字にあまり根拠が無いということを前から言っておりまして、総量規制は実質できないという形なのですよね。その中で人数をきめ細かく設定する必要があるのでしょうか。先ほども指摘されましたが、参考資料3のグループ1の「〇価値の向上」で「利用調整地区設定の意味はプレミアムがつくこと」とありますが、地元としては、ある意味こういう規制を受けたことによって注目されて、自然に関心を持つことによってガイド等によって地元にも効果をもたらしたいということを思っただけで、そこの余地を空けておいたほうが良いと考えています。一年分しかデータが無いのに、曜日によって100人-50人-25人など決める必要がありますか。一日の上限だけを設定すればよいのではないのでしょうか。そしてモニタリングなど自然環境の状況を見ながら考えていけばいいと思います。ほかの項目についてはまったく決まっていらないのに、ここだけこんなに細かく設定されるのはおかしいと思います。また西大台に全国で始めて利用調整を導入することで、西大台の自然の大切さをビジター

の方に理解いただくことが非常に大切なのです。100人が110人だろうが50人だろうが、先生方には失礼ですけれども、意味は持たないと思います。この辺も含めて、地元の方に後で「いや、今日は上限は50人だから10人も増やせません」という形になるのではなく、何人入山したというデータをきっちりとして、そのデータを持って次の体制に望めばよいのではないかと思います。

上北山村議会総合開発特別委員会・更谷：

平日の上限を20～25名に絞り込むことには疑問を感じます。平日はもともと利用者が少ないので、多く設定してもらほうが良いです。やはり村としては、一人でも多くの方に来ていただきたいと思います。

日本山岳会関西支部・斧田：

第1回協議会資料に時間帯別の入山者数のデータがありましたが、10時から12時までの入込がほとんど半数以上を占めていました。この時間帯の入山者が、いわゆるオーバーユースにならない感じのあたりで止めて欲しいと思います。例えば10人で15分おきに出発すれば80人という形でしょうか。トータルで言えば100人以上になるかと思っています。

もうひとつ、自然に対する負荷を掛けないのが前提であるのならば、休日は動植物も休みという考え方もあるでしょうけれども、特に土日多くして、平日は少なくする理由は見つけにくいと思います。

長嶋座長：

いくつかのご意見を頂きましたが、平日の扱い、上限25人に絞るという案については皆さんに認識の違いがあります。また利用の時間帯についての議論は、運用指導面で徹底すれば改善されると思います。また繁忙期の定義について、GWと秋が繁忙期であるというのは共通の認識です。しかし夏季にも80人を越える日もあり、普通の日としてよいかどうかという議論もあります。

共通するのは一定の人数を固めて、その中で秩序ある行動をとってもらおうというのは、皆さんに異議の無いところだと思います。後は人数をどのレベルで実施してみるかという決断の話だと思います。ぶれの無いところでは、繁忙期は100人もしくは80人を共通の意見として、あとは繁忙期をどこにするかの話です。また曜日に関わらず100人とするとその意見もあります。しかし平日が25人という点には認識の違いがあるようです。

わずかな一年分のデータで決めていくのは厳しいですが、いざ審議会に出すときに「これから考えます」ではどうしようもないわけで、初年度はとりあえずこれで行きたいと思います。この人数が本当に適切かどうかは、きちっとモニタリングで検証していくことになります。

人数はあとで考えることにして、3区分がいいのか、それとも区分しないほうがいいのか、これは決めてしまおうと思います。これについてご意見をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

この入山規制のシステムそのものが、地区の自然環境保全をしながら上手に利用していくことを目的にしていると思います。利用者の数を決めるのは、今までの実績から決めるという方法もひとつあるし、一年目は周知徹底の面もありますから、たくさん来るときには少し多めに見てあげようということもいいと思いますが、将来的には入山人数の設定そのものが利用形態の誘導になっていくのが一番よいと思います。一番ピークの部分を削って、少ないところに移動していくのが、継続的に利用していくためにも良いと思います。一年目も本来はそうあるべきだと思います。極端なことをいうと「平日の第1、第2水曜日は少し大目ですよ」というふうな利用形態を誘導していくような利用人数の設定の仕方、ちょっと入れてみたらどうかと思います。地元の若い人たちと話しにしたときに出てきたのですが「利用しない日」を設定する。例えば「5月のこの三日間は入らない」とか「月に何日間かは絶対に使わな

い」など、極端な話ですが観光的には「売り」になったりすると思うのです。はっきりいって算定基準に科学的根拠がないのであれば、利用形態を誘導するような人数設定の仕方を考えてはどうかと思います。

長嶋座長：

基本理念が「環境保全しつつ利用する」ということですので、そういう意味で「適正な利用」がなければなりません。不用意に解放型に利用するわけではないということです。

村上：

先ほど科学的根拠がないとの発言がありましたが、根拠はあります。すでに現状では危ないので利用調整地区を設けようということですから。特にピーク時にこれ以上人数が増えると危ないということで始まっています。それを科学的でないというのはどういうことでしょうか。

田村：

それですと、年間1万人以上になってしまって困るのではないのでしょうか。

村上：

確かに計算上はそうなりますが、実際にはならないでしょう。今の影響がピークの時に発生しているのは明らかでしょう。道の入り込みなどはピークの時期に起こっているのは間違いありません。しかしピークが均されて、毎日一定の人数が利用した場合に自然環境への影響がどうなるかはわかっていません。最終的には総量規制にすべきだと考えています。しかしいきなり総量規制に入ると、いろんなでこぼこが出来てしまいます。それは平日に誘導することが大事です。平日でもむちゃくちゃな値にして荒廃が起こるのは困ります。したがって40人-25人の設定は妥当だと思うのです。科学的根拠です。

長嶋座長：

人数のコントロールにはいろんな考え方がありますが、問題は平日の対応をどうするか。村や山岳連盟としては、通年をとおして100人ではどうかとの意見がありますが、これを認めますと、オーバーユースがむしろ常態化してしまう危険性があります。特に初年度としては、現状から始めていくことが大事です。せっかく利用規制をしようとしたのに、逆に倍する人数が年間トータルしても出てしまうということになると、異常な初年度になってしまい、何のための利用調整なのかという疑問が出てきます。やはり掲げましたように、「静寂性を確保し、かつ豊かな自然体験を享受できる」ような日があるというのを設定する必要があります。そういう意味では特に繁忙期ではない平日についてはそういった利用が目指されているということが必要だと思いますので、繁忙期とは違う扱いにすることは必要だと思います。いかがでしょうか。

奈良県山岳連盟・梅屋：

そうすると、今仰っている平日の20~30人をきっちり法権力で規制することになります。例えば20人で規制して5人オーバーするというのは約2割になります。こうしたレベルの人数について議論しているわけです。それならば、先ほどから質問している小処など下から登ってくる人等についてどう対応するのか、詳細に決めないと理不尽です。今回の場合、問題なのは一番多い169人が80人になるのであれば、それは自然環境にとってもいいことでしょう。それをあまりいじくりすぎているのではないのでしょうか。守る人のことも考えて法制度を作っていないと、きっと失敗すると思います。しかも利用側は手数料を負担するわけです。もし毎日100人にすれば、認定を発行する事務も軽減されるわけです。それも含

めて考えて、運用して3年位してから、やはり平日も規制をすべきということであればよい。それをいきなり20人などと決めるのは問題だと思っています。

田村：

梅屋さんの「ピーク時だけカットすべき」とのご意見は正論だと思います。現在の利用が一桁であるのに、敢えて20～25人に引き上げるのは変です。環境省では利用の平準化を考えておられるようですが、利用者は仕事の休日などそれぞれの都合で来訪するわけですから、抵抗感があるはずですが、村上先生は統計は科学と仰りますが、統計にこだわる必要は無いでしょう。繁忙期だけ人数の上限を設定し、平日は設定しないのも、優れた考えだと思います。

村上：

ピークカットした人数が、平日に流れたらどうするのですか。やはり平日についても枠を決めるべきでしょう。ガイドを付けることを考えても、毎日20人の利用があった方がよい。毎日、ガイドの仕事がある方がよいはずですが。

田村：

ガイドのために上限を20人に設定するのではないです。

村上：

私はガイドのことも含めて考えています。

上北山村議会総合開発特別委員会・更谷

平日の枠組みについては、一般の利用者を対象として議論されていると思いますが、我々の考えでは学生たちが春休み、あるいは夏休みを利用して行う森林浴なども、規制の対象になるのかと懸念しています。もちろん特例は出したくないとお考えもあるでしょうが、考慮していただければと思います。

上北山村観光協会・更谷

ピーク時とそれ以外の日の利用者数には、確かに大きな開きがありますが、平均して一日あたりの人数を出すべきだと思います。

また適正化の問題とは外れますが、今年の8月21～25日には 全国高校総体（06総体THE近畿）の「登山」競技が天川村、上北山村を会場として行われます。男子が46隊（1隊は5人）、女子が46隊、縦走が23隊、合わせて575名の学生が参加します。これを機会に大台ヶ原を全国にアピールできると考えています。西大台もコースに入っています。すでに秋田や宮城の方から下見にもきて、民宿にも予約が入っているようです。西大台についてはこれからPRできるのではないかと考えています。それだからといってたくさん来るといってもないかもしれないですが、そういうわけで一日について何人としたほうがよいと思います。

長嶋座長：

地元の方が環境教育などで利用する場合、この人数ではできなくなる可能性がある、そういう例だと思います。このような場合も考慮していくべきでしょう。これは難しい問題で、なぜ利用調整をするかというときに、環境負荷を少なくし、かつ上質の利用をする。そのためには人数をコントロールするのがひとつの重要な方法であると。問題は、基本的には現状を前提に、何ができるかを考えていくことです。極端に現状を変えないところからスタートする点については、皆さん異論が無いと思いますが、どうで

しょう。そうするとやはりピーク時とそうでないときの考慮はあるでしょう。今のような特別な事情、教育目的や各種のイベント、その際には利用に関する適正なルールに基づいて行う場合がありうるということです。こうした場合への配慮もあるかもしれない。これは地元からの強い要望として承りました。そういうことも含めて考えていきたいと思います。ただ大勢の人数が入ることによる環境への負荷については一定のコントロールが必要であるという前提にたった利用調整地区であることについては、皆さん異論は無いと思います。

また繁忙期は80～100人以外に意見 出ていませんので、これでやってみたいと思います。問題は平日の扱いをどうするかです。もし今言ったような例外というよりも、原則上の配慮として公共性もしくは教育目的などで、特別な事情がある場合には別途配慮することがあると。それは指定認定機関が定めるのではなく、環境省が別途配慮する。そういうことがもし設けることができれば今のような地元側の要望に応えられますが、技術的な可能性はどうでしょうか。つまり指定認定機関が一定の人数を定めた以外に、学術団体、環境教育目的、特に地元の方が地域学習の形で入る場合などが考えられますが、いかがでしょうか。

環境省：

この場合に当てはまるかどうかは別として、制度として不要許可行為というものがあります。例えば、森林管理を目的に林業家の方が入山する、あるいは遭難があった場合の救助に入る場合等です。また繁忙期を便宜的に5月、10月に設定していますが、今回の高校総体のような大きなイベントは事前に日程・コースを把握することが出来ます。前年度に日程がわかっているならば、例えば平日であっても予め繁忙期と同じ上限人数にするなどの対応が可能かと思えます。

村上：

ルールを作っていくなりルールを破るのはおかしいと思います。あくまでもルールの中での話です。今の高校総体の話でもルールの中でやってもらう。これが前提です。その時に環境への悪影響を与えることはやめてもらう。例えば京都の林道ではラリーが常態化しており、ものすごい数の人がやってきます。今規制をする方向で動いていますが、一旦認めると常態化してしまうのです。この周辺にはクマタカが多く生息していたのですが、全く配慮されていない。林業振興のためという理由で出来たものですが、こういうことが起こると非常に困ります。高校総体といえども、目的を明確にし、場合によっては拒否することも考えるべきではないでしょうか。有る程度ルールを守ってやるという話にしないといけない。これによって子孫に受け継ぐべき自然が損失すれば大問題です。

田村：

事務局にお尋ねします。この利用調整地区制度は「現状より悪くしない」ことが目的ではないでしょうか。現在の年間利用者数は5,000人と統計上出ていますが、100人－40人－25人では1万670人ですか。

環境省：

今のお話は全ての日が定員に達した場合の数字でして、毎日満杯という状況は普通は考えられません。

田村：

統計は科学という議論はやりたくないですが、統計なんて切り口によっていくらでも数字を変えられます。100人－50人－25人も、80人－40人－25人も、そういう意味では妥当性があります。要は評価の問題です。現在5,000人来ているところを1万人になることを、どう評価するかということでしょう。村にとっては万々歳ではないですか。現実来るかどうかはわからないという話はわかりきっていることで

うでもよいです。1万人来る可能性があるということで話しを進めないで論議なんて出来ませんから。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

先ほども利用者の立場に立ってとの意見がありましたが、規制する以上、利用者のことは考える必要は無いでしょう。考えると規制はできなくなります。利用者の都合を考えるとこんな規制はしないほうが良いです。実際に、小中学校の生徒が東大台に入っています。そういうこともあるので特例のようなものを認めるかどうかはきっちりしないと、野放し状態になります。入る人数については、本当は総量規制を前提に考えるべきです。また一日あたりの上限人数も設定すべきです。つまり繁忙期100人が入って、あとの80人を平日に回さないようにする。その日の人員規制はすべきです。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

東大台に小中学生が団体で入っているとのことですが、マナーは非常に悪いです。特に先生のマナーが良くない。環境教育だからといって免除する必要はないと思います。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

第2回協議会でも話に出ましたが、西大台でも崖登りの際に「邪魔だ」と平気で木を切るのは当たり前ですし、写真を撮るために視界をさえぎる木を切ることもしています。

田村：

マナーの話をするとうつむきです。私も含めてですが、みんなマナーが悪い。

長嶋座長：

いずれにせよ、初年度は暫定的な数字で踏み出さざるを得ないでしょう。

田村：

資料1(3)1)の括弧内に「設定人数については…協議会において年度ごとに決める」とあります。ところが局長通達を見ますと、協議会というのは「協議をして合意形成を踏む場である」とあります。局長通達1頁目の④「自然保護局長が協議会の関係者との合意形成等を図った上で広く公表するものとする」という文言があります。最終決定は環境省の所長ですね。したがって協議会で「定める」というのはおかしく、「協議会で合意形成を図る」と修正すべきでしょう。

村上：

設定したルールも利用者が守らなければ何の意味も無いです。「利用者のことは考える必要が無い」とのご意見がありましたが、やはり考えていかないと「ザル法」になってしまいます。ルールを守るのは市民であるので、守れるようにしてあげなくてはいけない。現在の実態に基づいて人数を設定するのが筋ですから、繁忙期と平日は分けて考えるべきです。

長嶋座長：

それでは、繁忙期の定義を決めること、繁忙期の土日祝・繁忙期以外の土日祝および繁忙期の平日・繁忙期以外の平日の3つの区別に人数の上限を設定すること、これが現在の実態と乖離していないので、この方向で議論を進めたいと思いますがいかがでしょうか。

傍聴席：

これまでの議論では出てきていませんが、繁忙期の後に、誰も入らない「山の休日」のようなものを設けて欲しいと思います。

長嶋座長：

現段階では、それを設定できるだけの根拠となる資料がそろっていないので難しいですが、次年度以降はモニタリングの結果をみながら、設定することも考えられます。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

現在は、あくまで移行期間であって、数字は最後にはひとつに決まるということですね。利用者数の分析に関してですが、やはり天気の影響が大きいので、台風など天候の情報などが欲しいと思います。また3連休は繁忙期に設定するなど、きめ細かな分析をしていただきたいと思います。事務局でも検討してください。

環境省：

天候を加味した分析も行ってみましたが、それによる差はあまり見られない結果となっております。

長嶋座長：

ではこれまでの議論を受けて、繁忙期の土日祝、繁忙期以外の土日祝及び繁忙期の平日、繁忙期以外の平日については、西田先生のご意見の100人-50人-25人の案か、村上先生の80人-40人-25人の案が上げられています。このどちらかに絞りたいと思います。ご意見をお願いします。

日本山岳会関西支部・斧田：

繁忙期以外の平日は、小型バス1台の定員に配慮して30人にしてはどうでしょうか。

奈良県山岳連盟・梅屋：

私の立場としては、利用調整地区制度の導入によって、村が経済的にマイナスの影響を受けるのであれば反対します。もしも利用調整地区制度の導入によって、大台ヶ原が脚光を浴びて利用圧が上がった場合、繁忙期の土日祝の上限人数を下げるのか、繁忙期以外の平日の上限人数をあげるのか、どちらの方向に動くのでしょうか。

長嶋座長：

利用人数の上限は毎年決まるものですので、ここでどちらの人数を上げる、下げるということは答えられません。ここで設定する数字が永久に使われるわけではありません。モニタリングを重ねるうちに、のちのちバランスの取れた形で落ち着いていくのだらうと思います。

村上：

本日、100人-50人-25人か、80人-40人-25人に絞るのではなく、80~100人-40~50人-25~30人と幅を持たせておいて、巡視体制などの具体的な中身が整ってから設定するべきです。

長嶋座長：

それでは、村上先生の言われたように80~100人-40~50人-25~30人の範囲内で議論が出来るようにすることと、最終的な意思決定は、やはりこの協議会に於いてみなさんの合意を得る必要があると思いますので、できれば来月の利用対策部会での議論を受けて、全員が納得行く形で取りまとめたいと思

ます。

ほかにご意見はありますでしょうか。なければ以上で本日の議論を終わりたいと思います。

環境省：

どうもありがとうございました。本日はそれぞれの方から、相当、具体的なお話をいただけたと思います。最終的には環境省の方で、本省とも相談しながらいろいろと決めていかねばならないと思っております。協議会での合意というのも大事なお話だと思います。本当に事務局の中でも、毎日人数についても夜中まで議論しております。一方でわかりやすさというものも必要だと思っております。25人という非常に具体的な数字で、指定認定機関がぎりぎりの数字のところでは事務的な煩雑さに追われまして、本質論から利用のルールを決めるべきなのですが、そこからずれたところからトラブルが起こるとすれば、これは非常に不本意なことです。そういう意味では、今日の議論をいただきながら、最終的には環境省で決めていかなければならないところもございます。

また高校総体の話はお聞きしているのですが、ちょうど利用調整の大事な議論を展開しているところがございます。高校総体も、その大切な理念にそった運用をお願いしたいと考えております。利用調整のルールはまだ決まっていますが、ここ半年で議論していく中で非常に重要な議論です。地域の方の利用を考えながら、事務局の方でも真剣身をもって取り組んでいきたいと思っております。

村上：

そういう意味でも、早く指定認定機関を決めるべきです。そうすればこういった話が具体的に出来るわけです。入札にこだわらず、条件をきっちり決めて募集する。こうした柔軟性も重要だと思います。

長嶋座長：

中央審議会に出せる形できちっとまとめていきたいとおもいます。それから1グループあたりの人数について7名との意見も出ましたが、基本的には10人までということで初年度は出ささせていただきたいと思っております。

大変重要なことがたくさんあります。また実施に際しての詳細な項目については、利用対策部会、及び協議会のメンバーに図りながら、民主的な手順で進めたいと思っておりますので、そのことについて環境省でも配慮いただき、やってきたいと思っております。

本日は長い時間、ありがとうございました。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

一言だけご挨拶申し上げます。本日は地元でご不幸があり、そうしたお気持ちの中、ご出席いただきまして感謝申し上げます。また鮎釣り解禁日ということで、村を挙げての一大行事で、金山組合長にも大変なご心労の中、ご参加いただきました。そういう意味でも皆様には感謝を申し上げるばかりです。本日の真剣な議論を伺いまして、私どもも、やはり日本中のいろんな利用者がこの地域を見守ってくださるかということを、考えなければいけないと改めて感じております。もとより私ども組織といたしましてもいろんな不手際、不注意、いろいろございます。いろいろな不完全な人たちも世の中にはいますので、そういった方々に対してこの山でのルールをいかに作っていくか、どうやって周知していくか、これについてはステップを踏んでいかななくてはいけない。本日は様々なアドバイスを頂いたと思っております。そういったご意見をいただきながら、何とかこの地区の利用のルールをまとめていきたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。

[文責：近畿地方環境事務所]